

あなたの世帯が下記に該当する場合は担当課での手続きが必要です。(転入用)
令和5年10月2日

該当項目	<input checked="" type="checkbox"/>	窓口番号	担当課名	手続きの名称	必要なもの
身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。		⑤	障害福祉課	手帳の登録等の手続き	担当課へお問い合わせください。 内線2367
障害者総合支援法及び児童福祉法の福祉サービス又は、自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)を利用している方。		⑤	障害福祉課	福祉サービス自立支援医療、各手当関係の手続き	担当課へお問い合わせください。 内線2367
身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、又は、障害基礎年金受給者の方。		⑤	障害福祉課	障害者医療費助成に関する手続き [身障手帳1級～3級及び4級の一部の方、療育手帳(愛の手帳)A1、A2、B1の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方、障害基礎年金1・2級の方(所得制限・障害者と認定された時の年齢制限があります)]	健康保険証 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は年金証書 所得証明書もしくはマイナンバーカードまたは個人番号記載の住民票、本人確認書類 ① 身障手帳1・2級の方と療育手帳A1、A2と精神障害者保健福祉手帳1級の方は、本人分のもの ② 身障手帳3級と4級の一部の方、療育手帳B1の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方、障害基礎年金1・2級の方は、本人分、配偶者、同居の一親等の方の分のもの
扶養共済制度をご利用されている方。		⑤	障害福祉課	転入の手続き	担当課へお問い合わせください。 内線2367
前住所地で要介護(支援)認定をうけた方・負担限度額認定証をお持ちの方がいる。		⑥	介護保険課 又は支所	要介護(支援)認定の継続手続き ※本市市民課へ提出した書類に記載した転入日から14日以内に手続きされないと、前市区町村での介護度は継続できませんのでご注意ください。 負担限度額認定等に関する手続(取扱いは本庁のみ)	介護保険受給資格証明書(前住所地で発行された場合) 負担限度額認定等に関する手続きは担当課へお問い合わせください。 内線2667
国外から転入された方。		⑨	保険年金課 又は支所	国民年金の資格取得の手続き(海外任意加入者の場合は、資格喪失申出の手続き)	年金手帳又は基礎年金番号通知書(お持ちの場合)、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券など)、戸籍の附票の写し(本籍地が鎌倉市外の場合)、在留カード(外国籍の方) ※国民年金や厚生年金を受給されている方については、日本年金機構に住所変更の届出が必要となる場合があります。詳しくは藤沢年金事務所(電話0466-50-1151)にお問い合わせください。
国民健康保険に加入している方で「旧被扶養者」に係る減免を受けている方。		⑩	保険年金課 又は支所	国民健康保険料に関する手続き 「旧被扶養者」に係る減免申請手続き	旧被扶養者異動連絡票
国民健康保険に加入している方で高齢受給者に該当している方。 →70歳以上75歳未満の方		⑩	保険年金課 又は支所	高齢受給者証に関する手続き	本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券など)
後期高齢者医療の対象者の方(75歳以上の方)		⑫	保険年金課 又は支所	後期高齢者医療に関する手続き	県外からの転入者は「負担区分証明書」等担当課へお問い合わせください。 内線 2373
一定の障がいの状態にあることにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳～74歳の方		⑫	保険年金課	後期高齢者医療に関する手続き [身障手帳1級～3級及び4級の一部の方、療育手帳(愛の手帳)A1、A2の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方、障害基礎年金1・2級の方]	県外からの転入者で後期高齢者医療制度による医療を受けていた方は前住所地発行の障害認定証明書も必要となります。
原付バイクを含むすべてのオートバイ、三輪以上の軽自動車等の所有者等、納税義務のある方。		⑯	市民税課 又は支所	原付バイクの登録手続き及び定置場の確認	担当課にお問い合わせください。 内線2292～2295
原子爆弾被爆者で被爆者健康手帳の交付を受けている。		⑱	生活福祉課	原子爆弾被爆者援護資格認定申請	担当課にお問い合わせください。 内線2365
鎌倉市で新たに世帯をつくる。		⑳	ごみ減量対策課	ごみの排出に関する冊子の配布	随時説明を行っています。 内線2343～2345

トイレがくみ取り式である。		②7	ごみ減量対策課	し尿くみ取り依頼	
犬を所有している。		②9	環境保全課	犬の登録変更の届出	【マイクロチップを装着していない犬】 前住所地交付の犬鑑札 【マイクロチップ装着済の犬】 前住所地交付の犬鑑札(前住所地でマイクロチップが犬鑑札とみなされており交付されていない場合は不要) 環境大臣指定登録機関に登録済の場合、マイクロチップ情報の「登録証明書」 ご不明点は、担当課へお問い合わせください。 0467-61-3454(直通)
妊婦又は産後1か月健診前の産婦がいる。		③0	市民健康課	妊産婦健診に関する手続き・案内 →支所では手続きできません。	母子健康手帳 前住所地交付の妊産婦健診補助券
20歳未満のお子さんがある。		③0	市民健康課	乳幼児健診・予防接種に関する手続き・案内	母子健康手帳
20歳以上の方で健診を希望する場合。		③0	市民健康課	健康診査・がん検診等の受診に関する手続き・案内	
マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方がいる。		③7	市民課 又は支所	マイナンバーカード、住民基本台帳カードの券面記載事項変更、継続利用等の手続き	マイナンバーカード 住民基本台帳カード
マイナンバーの電子証明書をお持ちの方がいる。		③7	市民課 又は支所	署名用電子証明書の更新の手続き(希望者のみ) ※自動的に失効するため	マイナンバーカード (パスワードの入力が必要です。)
18歳までのお子様がいる方。		④2	子ども相談課	小児医療費助成に関する手続き	小児医療証交付申請書 保険証、所得証明書またはマイナンバーカード(通知カードの場合は本人確認書類(運転免許証、旅券など)があわせて必要です。)
中学校修了前(満15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育している方。		④2	子ども相談課 又は支所	児童手当に関する手続き ※転入日から15日以内に手続きされないと、支給されない月が発生する場合がありますので、ご注意ください。	担当課へお問い合わせください。 内線2375
18歳未満(18歳に達する日以降最初の3月31日まで、児童に障害がある場合や定時制高校等に在学中の場合は20歳未満)のお子さんを養育している方。		④2	子ども相談課	ひとり親家庭等医療費助成に関する手続き (所得制限があります) →支所では手続きできません。	保険証、児童扶養手当証書 (児童扶養手当を受給されていない方はお問い合わせください)、所得証明書またはマイナンバーカード(通知カードの場合は本人確認書類(運転免許証、旅券など)があわせて必要です。) 内線2375
ひとり親世帯等で18歳未満(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで、児童に障害がある場合は20歳未満)の児童を養育している方。		④2	子ども相談課	児童扶養手当に関する手続き (条件があります) →支所では手続きできません。	担当課へお問い合わせください。 内線2658
精神、知的又は身体障害等にある20歳未満の児童を養育している方。		④2	子ども相談課	特別児童扶養手当に関する手続き (条件があります) →支所では手続きできません。	担当課へお問い合わせください。 内線2375
市立の小中学校に就学するお子さんがいる世帯で経済的理由により就学にお困りの場合。		※右枠参照	学務課	就学援助費交付申請手続き(所得制限があります)	※申請書等の詳細は、市ホームページをご確認ください。なお、次のページからダウンロード可能です。 「ホーム>教育・文化・スポーツ>教育>就学支援・手続き>就学援助制度について」 申請方法はe-KANAGAWAによる電子申請若しくは郵送となります。 ご不明点は、担当課へお問い合わせください。 0467-61-3796(直通)
転入学通知書に記載の指定校以外の鎌倉市立小中学校へ就学希望の場合。		第4分庁舎 1階	学務課	指定校変更に関する手続き	担当課へお問い合わせください。 0467-61-3796(直通)